

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果 (保育所)

1 評価機関

名 称	有限会社第一福祉マネジメント
所 在 地	千葉県松戸市小金原4-29-9
評価実施期間	平成 28 年 7 月 28 日～平成28年12 月12日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	幕張海浜保育園 マクハリカイヒンホイクエン		
所 在 地	〒261-0026 千葉市美浜区幕張西2-7-2		
交通手段	最寄駅 JR総武線・京成千葉線：幕張本郷駅またはJR京葉線：海浜幕張駅 最寄バス停 幕張西2丁目（幕張本郷駅より）		
電 話	043-273-2266	FAX	043-273-2267
ホームページ	http://www.ainosono.or.jp		
経 営 法 人	社会福祉法人 愛の園福祉会		
開設年月日	1976年4月1日		
併設しているサービス	一時預り保育事業（定期・不定期）		

(2) サービス内容

対象地域	千葉市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	15	20	22	26	29	31	143		
敷地面積	2393.01㎡			保育面積		1,381.27㎡			
保育内容	0歳児保育	○	障害児保育	○	延長保育	○	夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育	○	子育て支援	○	
健康管理	内科検診（年2回） 歯科検診（年1回） 尿検査（年1回）								
食 事	3歳未満児は完全給食。3歳以上児は副食とおやつを給食します。給食は月～金曜日までで、離乳食は土曜日も給食します。 (アレルギー対応可)								
利用時間	午前7時から午後8時まで（土曜日は午後6時まで）								
休 日	日曜・祝祭日及び12月29日～1月3日まで								
地域との交流	園開放（月1回）								
保護者会活動	保護者会あり（年数回行事を開催しています）								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	20	23	43	
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	28	0	2	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	1	2	
	園長	主幹保育教諭	時間外保育担当	
	1	1	8	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	1号認定利用：幕張海浜保育園へ直接申し込みます。 2・3号認定利用：千葉市役所に申込みをします。各区役所保健福祉センター子ども家庭課までお問合せください。	
申請窓口開設時間	千葉市各区役所保健福祉センター子ども家庭課までお問合せください。	
申請時注意事項	千葉市各区役所保健福祉センター子ども家庭課までお問合せください。	
サービス決定までの時間	入所決定者には保育実施規希望月の前月中旬頃に保育園または千葉市より通知があります。	
入所相談	園生活に関する事については保育園までお問い合わせ下さい。	
利用代金	千葉市の基準により世帯の住民税の課税額などによって決められます。	
食事代金	上記利用代金に含まれています。	
苦情対応	窓口設置	有
	第三者委員の設置	有

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>キリスト教精神に根ざし、三愛精神の基本理念のもと「良心教育」「情操教育」「健康教育」「安全教育」を行うことを保育の基本方針としています。また、日々の保育においては4つの基本方針のもとに園児一人ひとりの主体性（自立性・自立心・自律性）を重んじ、社会性の芽生え（協調性・連帯性・責任意識）を育て、個性が伸びる創造性（興味・集中力・探究心）のある子どもを育成することを目標としています。</p>
<p>特 徴</p>	<p>乳幼児共に保育カリキュラムを定め、個々の生活から集団生活へと徐々に移行できるように、年齢ごとに保育カリキュラムを作成し保育の実践を行っています。また、3歳以上児組ではモンテッソーリ教材を使用した保育や打楽器・鍵盤ハーモニカなどの音楽リズムに親しむカリキュラムなど様々な保育を計画し提供しています。日々の遊びを通して子どもたちの基本的な生活習慣の自立が促されて行けるよう保育を展開しています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>①キリスト教の理念を基とした人間形成の基礎を育むために遊具教具等の物的環境のみならず精神的な保育環境を整えた質の高い保育を展開しています。</p> <p>②創立者が同じである姉妹法人の幼稚園の教育運営のノウハウを共有し、保育園の域を超えた教育的な関わりを重視した保育計画を策定しています。</p> <p>③ホームページでは保育方針や施設紹介を行なっている他、ブログ・Facebookページを開設し、日常の保育の様子を伝えるなど豊富な情報発信を行なっています。</p> <p>④食物アレルギーに対応した献立を個々の様子に応じて保育園栄養士が作成し、提供しています。</p>

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0	
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0	
		4 人材の確保・養成	7 施設的全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
			10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設的全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			13 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 保育の質の確保	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0	
			16 提供する保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
		3 保育の開始・継続	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
		4 子どもの発達支援	20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0
	22 身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。			4	0	
	23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。			5	0	
	24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。			6	0	
	25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。			3	0	
	26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。			3	0	
	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。			3	0	
	5 安全管理	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0	
			29 食育の推進に努めている。	5	0	
	6 地域	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
			31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
計				129	0	

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
現代の社会状況に合わせた保育を行うための環境を整備している
社会の構造の変化・個人の生活形態の変化によって、保育を取り巻く環境は時代とともに大きな変化を遂げており、それに対応して、受け入れ定員の変更を行ったり、幼保連携型認定こども園への移行などを行ったりすることで、園も時代とともに歩んでいる。2013年には園舎を全面改築して、子どもが安心・安全に生活できる保育環境が整備され、2015年からは幼保連携型認定こども園へ移行した。従来から創立者が同じである姉妹法人幼稚園で行っている教育的なノウハウをとりこんだ保育カリキュラムによる保育が行われていたが、保育と教育を一体的に行い、更に質の高い幼児教育を目指した取り組みが行われている。
独自のプログラムによる人材育成が行われている
法人全体の正規職員の人材育成のプログラムに、自己研修(夏季レポート)の制度を導入し、職員自らが必要だと思われる課題を見つけて取り組んでおり、保育の質の向上に繋がられている。特に特筆すべきは、経営層も含めた全正規職員が、レポートの提出をしており、集められたレポートを冊子とし全職員に配付している。他の職員が何を課題とし、どう取り組んでいるのかを客観的に把握出来るほか、法人が目指していることへの同調性を高め、系列園に勤務する職員同士のコミュニケーションの活性化にも繋がっている。
給食のさらなる質の向上に取り組んでいる
毎月、開示される千葉市の献立を使用しているが、法人内各事業所の園長・主幹保育教諭・栄養士が、定期的に話し合いを行い、食事内容の向上のため独自のレシピにアレンジすることにより、工夫を凝らした給食を提供している。また、郷土食、行事食、リクエスト給食を行うなど、園児にとっての楽しい給食の時間になるような取り組みを行っている。さらに、遊び・午睡・食事の場所を分けることで生活にメリハリがつくようにしており、食事専用の部屋として「ランチルーム」が設けられている。幼児が一堂に会して食事を行え、衛生面の管理・アレルギー児の誤食防止対策も複数の職員が目で行っており、子ども同士の触れ合いも活発に行なわれている。「ランチルーム」は、明るく充分なスペースが確保されていることから、園庭で栽培した野菜(トウモロコシ・トマト・ナス・キュウリ)を実際に食べる食育活動の場としても活用されている。
利用者(保護者)の満足度の高い保育カリキュラム
教育・保育目標に沿って、子どもの発育や発達をうながすモンテッソーリ教材を使用したカリキュラムを展開しており、年齢に応じた継続活動として工作・楽器・運動などで、遊びを通じた体系的な学びの機会があるほか、子どもたちだけの社会経験(公共機関の利用)や行事やイベントの準備で色々な経験をすることで子供の生活が豊かで広がりを持つよう取り組んでいる。挨拶や歌・踊りなどを覚えて子どもが家で披露することで、成長を感じている保護者も多く、豊富な年間行事や発表会を楽しみにされている保護者の声も聞かれた。異年齢による交流では、大きい子の真似をしようとすることや小さい子をいたわるなど、子どもなりの世界が築かれており、子どもの健全な成長に役立っていることから、保育カリキュラムに対しての利用者(保護者)の満足度は高いものとなっている。
保護者ならびに地域に対する情報発信を積極的に行っている
益々高まる情報化社会に先駆け、法人としてインターネット機能を活用したホームページやSNS・ブログ等で利用者や地域に向けた園の情報発信が行われている。理念や基本方針・園舎の紹介・園での一日・年間行事などの紹介の他、日々の保育を写真や動画を使い配信して、保護者が子どもの様子をタイムリーに確認出来るよう取り組まれている。近年ではインターネットによる検索で、園の概要・様子を確認してから園見学に訪れる利用希望者も増えている事から、今後もより分かりやすい内容で、園の取組み等を配信することを目指している。

さらに取り組みが望まれるところ

理念・基本方針の理解に向けた課題への取り組み

法人が40年以上にわたる歴史の中で継承してきた、キリスト教精神に根ざし、聖書の教えに立脚した特色ある保育カリキュラムや行事に対しては、理事長からの講話のほか、園長も折にふれ職員への理解浸透に努めている。しかしながら、経験年数の浅い職員や非常勤職員に対しては、更なる理解浸透が課題となっている。全職員が高い意識の基、共通理解を示し、日々の保育に向かう事で、安定した園の運営や職場環境の改善にもつながる人間関係が構築出来ると思われる事からも新たな取り組みが待たれる所である。

さらなる保育環境の充実が期待される

子どもの育ちには常に安心・安全な保育環境の提供が不可欠と捉え、業務の一環として、園内の清掃はもとより遊具・備品の整備が行われている。年齢に適したモンテッソーリ教具をはじめとする様々な教具や遊具・玩具に関しても日々点検し、メンテナンス等を行っている。しかしながら、職員から絵本や玩具・備品等に関する意見や要望が提案され、経年変化した物の買い替えなども視野に入れた整備が待たれるところである。

キャリアアップ計画にもとづいた個人別育成計画の実施

園の安定した運営と保育の質の向上のためには、職員の人材育成に力を入れていかなければならないと考えており、職員の経験年数に合わせた人事管理を行うための「キャリアアップ計画」を策定している。今後は、職員一人ひとりに個人目標を設定する個人別育成計画が課題となっている。「キャリアアップ計画」に示された要件から個人別目標を決定し、キャリアアップへの道筋を職員一人ひとりが意識できるように示すことが、仕事にやりがいや意欲を持ち、継続した勤務に繋がると思われることから早期の対応が望まれよう。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

これまで、質の高い幼児教育・保育の提供を目指し、常に保育の振り返りによる見直しや利用者のニーズ把握、職員育成に取り組んで参りましたが、今回の第三者評価の受審結果より、幕張海浜保育園における取り組みの効果や課題等についてを再認識することが出来ました。

この事については真摯に受け止め、それぞれにフィードバックしたいと思います。今後もさらにより良い幼児教育・保育の提供を行うためにそれぞれの整備を行い、多くの方に選ばれる園であるよう努めて参ります。

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>キリスト教精神に根ざし、三愛精神の基本理念のもと、心の清い正直な人間「良心教育」心の豊かな明るい人間「情操教育」体の丈夫な強い人間「健康教育」運動神経の発達した機敏な人間「安全教育」を育てることを保育の基本方針としている。それが、「良い子とは良い性格の持ち主である」という基盤となると考えている。さらに、独自の保育カリキュラムを実践することで、自立心・自律心・自主性・責任感のある「主体性のある子ども」協調性・連帯感・友情に厚い「社会性のある子ども」興味・関心・好奇心・集中力・冒険心・実行力を持つ「創造性のある子ども」に成長できるように支援している。これらのことを、ホームページ・入園のしおり・就業規則などに明記している。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント) 職員が日々理念・方針を理解して保育業務にあたるように、事務所および職員室に掲示しているほか、定例職員会議や職員研修の場を用いて、理念・方針の確認を行なっている。理事長も週に1回以上園を訪れ園の様子を確認するほか、行事の折などには、理念や基本方針を保育実践として展開するため、行事を行うことの意義を、直接保育士・その他の職員に伝えている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理事長がホームページで、「保育に対する基本姿勢」「子育て支援に対する基本姿勢」を示して園の思いを明確にしている。また、入園前の園見学の際に保護者に向けて園の方針などを分かり易く説明している。入園時には、「重要事項説明書」「入園のしおり」を用いて利用者(保護者)に理念・方針の説明を行い、その理解と協力を依頼している。また、園からの情報提供として、ホームページ、Facebook・園だより・クラスだより等で子どもの日々の成長を伝えるとともに、3歳以上児クラスでは個人面談、3歳未満児クラスではクラス担任との懇談会の場を設けて、保護者と子どもの成長の喜びを共有できるよう取り組んでいる。</p>	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育を取り巻く社会動向については、社会福祉法人経営者協議会からの情報や研修参加、千葉県認定こども園会議や市の施設連絡会議等を通して情報収集に努めている。また、毎月開催の理事長・園長(姉妹園を含む)定例会議(内部監査)を行う中で、社会動向を踏まえた法人・園の課題を明確にして毎年度の事情計画書を作成しており、毎年4月の合同職員研修の場において、理事長より事業計画の説明が行われ、全職員に対して周知される。事業計画には、財務・人事(人材育成)・組織制度(会議)・施設設備計画・保育内容・将来に対するビジョン等が含まれている。</p>	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されるように、毎年4月の合同職員研修の場において、理事長より事業計画の説明が行われているほか、各計画の進捗状況は、園長が現場の状況を把握し、毎月開催の理事長・園長(姉妹園を含む)定例会議(内部監査)の中で報告している。また、実際の保育の計画については、保育課程に基づきクラスごとに園長主幹保育教諭・担当保育教諭が話し合いを行い、年間カリキュラム・月案・週案・日案を作成している。日々の保育の中から見えてくる課題・反省についても、月ごとに反省を行い記録しているほか、次月以降の保育改善に活かしている。保育時間等の問題から毎回の会議に全職員が集まる事が出来ないため、話し合われた内容が全職員に周知されるよう各クラスリーダーを通して伝えて行くことと、会議内容の周知・徹底に努めている。</p>	

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念の実現や保育の質の向上、職員の働き甲斐等にたいして、定例の職員会議のほか、日常の中で園長・主幹保育教諭が職員と保育の課題等について話し合っている。また、職員が仕事にやりがいを持ち、継続勤務ができるようにキャリアアップ計画が進行中で、OJTを含む内部研修と保育経験年数に合わせた外部研修に参加することで、職員の知識・技術の向上・意欲につなげている。研修後は、研修報告書の作成・回覧を行い参加者のみの理解にならないように全職員の共通理解を図っている。職場の人間関係についても円滑であるように日々の観察を行い、必要に応じて園長・主幹保育教諭が話し合い、対策を取っている。</p>		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>社会福祉法人が運営する保育園であることから、法人の社会的な使命と設立の主旨を理解できるように、入職時に就業規則や服務規程とともに説明している。また、職員会議や職員園内研修の場を用いて、倫理観や業務に関連する法令を事例に基づいて説明しているほか、歴史ある保育を受け継いでいくために、キリスト教保育・モンテッソーリ保育の理解についても職員一人ひとりが深めていけるように取り組んでいる。プライバシー保護の考え方についても、職員就業規則・服務規程に明記して職員に周知を図っている。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材育成方針が明文化されている。 ■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>人材育成のためキャリアプラン計画を作成し、経験年数に応じた目標を定めており、それに伴う研修等についても計画が進行中である。また、職員の役割と権限についても、職務分担表を作成し、職員の役割・業務を明確にしている。職員の評価については、年2回の業績分配給支給時期に合わせて人事考課を行っており一次考課を主幹保育教諭、二次考課を園長、三次考課を理事長が実施し、業績分配給の支給率、定期昇給に反映させている。人事考課の結果については園長から、職員それぞれに伝えるほか、育成課題を明確にし、日常業務でのOJTや研修計画に活かしている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
<p>(評価コメント)</p> <p>園長・主幹保育教諭にいつでも相談や報告・意見が言えるように環境を整えており、時間外労働についても、特定の職員に偏りがないように園長が日々チェックをして記録をしている。また、職員の有給休暇取得率については毎月有給休暇表を用いて消化率の確認を行い、個別の生活状況等を勘案して付与できるようにして有給休暇の取得を進めている。育児休暇職員は、対象になる職員がいた場合は説明を行い、取得を進めていく方針である。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>キャリアプラン計画によって経験年数に応じた職種別、役割別に能力基準を明確にして、職員一人ひとりに対して、個々の目標と課題が達成できるように研修参加の機会を設けるなどの支援している。経験年数の浅い職員や新任保育士に対しては、具体的な仕事を通して、必要な知識・技術・技能・態度などを計画的・継続的に指導できるように、園長及び主幹保育教諭、保育経験・育児経験のある職員が日々の業務の中でOJTとして指導を行っているほか、スキルアップのために新しい課題を設定して振り分けるなどの更なる人材育成に取り組んでいる。</p>		

11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>子どもの権利を守り、個人の意思を尊重できるように、法の基本方針や児童権利宣言などは会議の場や朝礼で確認を行うほか、日常の保育の中で子供一人ひとりの意思を尊重し、一人ひとりの成長に合わせた援助が行えるように職員会議を通して共通理解を図っている。また、キリスト教保育の実践として、乳幼児の健全な育成のために、「子どもの発達権を保障する。環境権を保障する。教育権(保育を受ける権利)を保障する。」ことが、神への応答であると確信し、これを創立以来、園設置・運営の基本理念として大切にしている。日々の保育の中では、園長及び主幹保育教諭がクラスを巡視し、職員の言動・子どもへの声の掛け方・関わり方などを確認して必要に応じて、指導を行っている。家庭での虐待被害防止対策としては、受け入れ時の視診チェック及び子どもの様子の変化から虐待被害の有無を判断している。もし虐待被害が見られた場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大しており、個人情報の適正な活用と個人の権利利益を保護することが、事業者に求められている。そのことに対応して、園が決めた個人情報保護方針をホームページ、パンフレットに掲載・事業所等内に掲示し、職員・利用者(保護者)に周知している。職員に対しては個人情報保護規程を策定し、個人情報の保管・管理等について、会議・オリエンテーション等を用いてその重要性について伝えている。また、個人情報の利用目的を明示した内容の手紙を配布し、保護者からの同意を得られるように取り組んでいる。サービス提供記録の開示についても、案内文を玄関掲示板で利用者に伝えると共に、記録開示の準備も整えている。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>利用者からの意見等を収集するために、園独自の嗜好調査や定期的な福祉サービス第三者評価を実施している。また、利用者意見を聞く機会として、保護者会役員会、個人面談、Facebookなど、あらゆる方法を駆使しているほか、日々の保育の中でも相談できる環境を整え、気軽に相談できるように配慮している。さらに、理事長が直接、要望・苦情を受けることのできる親展封筒を保護者に配布するなど、迅速に問題を解決する仕組みをつくっている。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園内の苦情解決の方法として、苦情受付担当者と苦情解決責任者を定め、利用者に書面の配布や趣旨文を掲示することで周知を図っている。また、マニュアルの整備、担当者研修を行って苦情解決の体制を整えている。利用者から苦情等があった場合には、早急な課題解決に取り組むほか、苦情解決のプロセスを整理し、利用者に対しての説明を行っており、記録簿によって記録に残している。さらに、千葉市民間保育園協議会が設置する苦情解決制度に加入し、当事者間での解決が難しい問題に関して第三者委員を通じて苦情や意見を解決する環境を整備している。</p>		
15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育の質を高める取り組みとして、正規職員に対しては定期的に、自己評価、自己研修の場を設けており、自分たちで、課題を持ち寄り保育研修・検討を行っている。また、現在の保育の質を客観的に把握することと、組織の透明性を示すため、ありのままの姿を保護者や地域に発信することを目的として、福祉サービス第三者評価を受審し、公表を行っている。職員体制の変化から、非常勤職員の割合も増えていることから正規職員のみならず、自己評価、自己研修を全体に対しても実施し、保育の質をより強固にする取り組みが期待される。</p>		

16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>社会福祉法人として約40年の歴史を持ち、開設当初から受け継がれている法人作成の保育マニュアル(教諭<sup>く</sup>保母>研修会テキスト～保育実践の手引き～、キリスト教保育、教会歴ほか)があるほか、安全対策や食物アレルギー対応・感染症予防などの各種業務マニュアルは定期的に見直しを行い、各クラスに配布しいつでも職員が閲覧できるようにしている。</p>		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>ホームページや地域交流のお知らせなどに、問い合わせ及び見学について記載することで、利用希望者への周知している。利用者からの問い合わせは随時受け付けており、明確な返答ができるよう主任保育士を担当者としている。また、利用者が望む保育サービスの提供を行っていない場合(病児保育・休日保育等)には実施施設を紹介するなど対応をしている。</p>		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園する際に保護者に「入園のしおり」を配布し、理念に基づく保育方針と保育目標、利用にあたっての基本的な注意事項等を説明するとともに、園に対して理解と協力を得られるように話をしているが、十分ではないケースもあるため、今後もより確実に分かりやすい情報提供を心がけ、内容の周知徹底が図られることが期待される。また、保護者と子どもに関する情報は、児童票・年齢別アンケートに記入してもらい支援に必要な情報の収集に努めている。</p>		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>教育・保育課程は、養護と教育の領域を考慮しつつ、園の保育理念・方針をもとに、年齢ごとの目標や発達過程に即した内容が組み込まれて作成されている。また、健康支援、環境・衛生管理、保護者・地域への支援、研修計画、安全対策、事故防止、自己評価を含めて、様々な視点を網羅している。作成にあたっては、職員一人ひとりが指導事例を提供し、それを検討することで共通理解が得られるようにしており、職員の専門性の向上と幼児教育・保育の理解が深まるように取り組んでいる。</p>		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>教育・保育課程の策定は職員の参画のもとで行われ、それに基づき年間カリキュラム・月案・週案・日案を作成している。月案では、季節の変化を考慮し、発達過程・生活の連続性を踏まえて子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられているほか、ねらい達成のためにモンテッソーリ教具をはじめとした教具・遊具を揃え使用するなど各年齢に合わせ環境構成を行っている。また、月1回各クラスにて保育に関する振り返りを行い、記録を残している。また、3歳未満児並びに障害児については、個別指導計画を作成している。</p>		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント) 園児の成長発達が適切に促されるよう、年齢に即したモンテッソーリ教具をはじめとした教具・遊具を保育で使用している。また、各年齢の発達に合わせた保育室の環境整備を行って子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出し、好きな遊びができる場所が用意されている。毎日の保育スケジュールの中では集団活動と自由活動の時間を設けており、自由活動の際には自発的に遊べるように保育士が働きかけをしている。さらに、言葉に対する感覚を養い、言葉によって相手に思いを伝える事ができるようにするほか、音楽・造形など様々な表現能力が高まるカリキュラムによって生活や遊びを通して、子どもの持つ可能性が豊かに展開されるよう工夫している。</p>		

22	身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園児が自然、動物に関心を持つことを目的として、四季を感じて生活ができるように昆虫などの飼育や花や果樹の栽培を行なっている。また、クラス毎に園外散歩の機会を設け、近隣公園での自然探索を行なって季節を感じることや自分たちを取り巻く自然の環境に親しめるようにしている。4・5歳児については公共機関(バス・電車)を利用する園外活動の機会を通して、園以外の人と触れ合うことや世の中の仕組みを知り、社会性が身につけられるような体験をしている。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育の中では子ども同士の関わりが関係良く促されていけるよう、各担任が見守りながら必要に応じて年齢に即した援助を行っている。また、異年齢児が日常的に関わりをもつ時間を設けているほか、幼児組は給食を一緒に食べたり、時間外保育を合同で行ったりすることで交流を図っている。さらには、当番活動として事務所と給食室に二人一組で登園した園児の人数を報告することや飼育・栽培などの世話をを行うことで、子どもが役割を果せるように責任意識を持たせるなどの取組みを行っている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>障害児に関わらず特別な配慮が必要な児童については、事前に保育者の関わり方について学び、他児との関わりが適切に行われるように対応している。障害児については、個別指導計画を作成し、それに沿って個別対応を行っている。今年度は障害児の入所はなかったものの、受け入れの依頼があった場合には、定期的に研修を受講したり、行政との連携を図ることで適切に対応できるような体制を常に準備している。</p>		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>朝7時から夜8時までの13時間保育を行う中で、長時間保育を受ける児童が安全に配慮され安定した生活が送れるように生活環境に配慮しており、早朝・夕方からの保育も楽しく落ち着いて過ごせるように、毎月、活動カリキュラムを策定している。疲れの見える園児には、休むことが出来るような環境を整えている。また、乳児は個別の成長が促されるよう基本的にはクラス別保育を行い、幼児は異年齢児との関わりが持てるように遊具・教具をそろえて合同保育を行っている。毎日の時間外保育の際には時間外報告書を作成し、受け渡しを担当する職員が、園児の様子や連絡事項等を漏れ無く保護者に伝えている。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>園児一人ひとりの成長発達について相互に理解し、保護者の協力を得ながら保育が進められるように、口頭や連絡ノートなどで情報交換を行っている。その際、個々の保護者の事情に配慮した支援も行っている。また、園での生活を保育参観という形で見てもらう機会を提供している。保育参観については、0～2歳児は廊下から様子を見てもらい、3歳児以上は誕生参観に参加してもらっている。年長児については、小学校への移行がスムーズに行われるよう、小学校低学年児との交流の場を設けている。保育園から小学校へと発達や生活の連続性等を踏まえて子どもの育ちを支えていくため、就学先となる小学校へ送付する「保育所保育要録」は、子どもの育ちがより明確になるように職員間で協力して作成を行なっている。小学校職員と園職員との交流については、現在実行に向けて準備を進めている。</p>		

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>保健計画を策定し嘱託医の指導により、年2回の健康診断並びに年1回の歯科検診を行っている。日々の子どもの様子は、登園時に保護者より情報収集を行うとともに視診チェックも行い、記録として残している。それらのことから不適切な養育や虐待が疑われる場合には、園長や主幹保育教諭に報告・相談することとしており、継続観察を行うとともに専門機関との連携が図れる体制を準備している。午睡中は、各年齢によって決められた時間ごとの視診チェックを行うことで、乳幼児突然症候群の防止に努めている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園児の体調不良、事故、怪我が発生した場合には、園長・主幹保育教諭に報告して、状況によって保護者へ連絡するほか、嘱託医をはじめとした近隣の医療機関にて迅速に対応する体制を整えている。感染症については、発生状況に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や職員には掲示板などを使って周知徹底がされるような体制を整えている。また、応急の措置ができるように事務所内に医務室を設け、救急用の薬品、材料等は事務所で管理をして、最低月1回の在庫の確認を行っている。保護者から医薬品を預かる場合は、1回分のみ預かることを徹底している。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>栄養士が中心となって食育計画を作成・実施して、その都度担当職員が集まり反省会を設けている。また、園児が食や調理への関心・感謝の気持ちを持つことを目的として、園児によるクッキングや食材の皮むきの手伝いをする食育を行って子どもと調理員との関わりを持っている。アレルギー対応については、重要性や危険度について、職員会議や朝礼などで定期的に職員に周知徹底を行うとともに、安全対策として他の園児とは別の座席を用意し、アレルギーに該当する食材が一目で分かるように、トレーにシールを貼るなどの対応を行っている。さらには、園長(不在時は主幹保育教諭)・担当栄養士による検食を実施し、その内容は給食日誌に記載することになっている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園内外の整理整頓は、場所ごとに担当者を決めたくらみで行っている。施設の温度、湿度、喚起、採光、音などの環境については、担当保育士が常に確認して、その状況を朝終礼や職員会議で伝える他、園長・主任保育士が1日2回程度園内を巡回して、必要に応じて指導を行っている。特に温度は外気との温度差を5℃とすることや、冬は加湿器を使用したり、換気扇を使用して空気を循環させたりするなどの対応を行って子どもが快適に過ごせる環境が整っている。また、衛生的な環境を保つため、定期的に玩具の消毒や害虫駆除を行っている。</p>		

31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■ 設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園内で事故が発生した場合に備えて、対応マニュアルを整備し、職員が随時閲覧できるように事務所内に設置している。事故が発生した場合は、園長・主任・担当保育士による事故分析を行い、その結果について職員に伝達するようにしている。また、毎日3回、保育士が記録簿を使った設備や遊具等の安全点検を行っており、事故発生の予防に努めているほか、園内用のヒヤリハットマップを作成し、危険箇所について職員・子どもに対して周知徹底を図っている。不審者対策については、園内の3か所に設置されたカメラにより侵入予防対策をしているほか、通報訓練を実施している。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■ 定期的に避難訓練を実施している。 ■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>年間消防計画を策定し、その中で各職員の役割分担を明確にして、月1回の避難訓練時にも役割が果たせるように取り組み災害に備えている。今年度は防災マニュアルも整備し、災害が発生した際に必要な対応を適切に行えるように周知徹底を図っている。また、備蓄品も必要量を確保し、非常食などで期限切れが迫っているものについては、給食に出すようにして訓練の一環としている。大規模災害が発生した想定で、隣接する小学校と連携を図り、小学校屋上への避難や避難協力がもらえるよう学校長と確認しているが、合同避難訓練等の具体的な行動には至っていないことは今後の課題と考えている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>定期的に園を開放することにより、利用者との会話や地域の民生委員、保健師との会談の場を通して、地域の子育てニーズの把握を行っている。子育ての相談については、園の開放時以外にも随時受付けており、相談内容に応じて園長・主幹保育教諭・担当保育教諭が対応している。子どもと地域の人々の交流は園外散歩の機会を通して行なったり、園行事へ招待する・小学校の運動会に招待されたりするなどがある。今後は関係機関を通じて地域の高齢者の方がとの交流を検討している。</p>		